

平成 3 0 年災害対応に係る総括の改善策等の取組状況について

平成 3 0 年は、「大阪府北部地震」、「7 月豪雨」、「台風 2 1 号」などにより、本市も被害を受けましたが、自主防災会、消防団、水防団、自治会、社会福祉協議会など、京都が誇る、優れた「地域力」、「人間力」が各地域で発揮され、行政機関と連携して対応した結果、尊い人命が失われる被害は発生しませんでした。

しかし、大規模な災害が相次いだことから、本市の災害対応において、様々な課題が浮き彫りとなり、昨年度、「大阪府北部を震源とする地震」及び「平成 3 0 年 7 月豪雨」における本市の災害対応に係る総括、「平成 3 0 年台風 2 1 号」における本市の災害対応に係る総括を行い、8 4 項目の改善策等を取りまとめ、全庁一丸となって取組を進めてきました。

昨年の災害から概ね 1 年が経過したことから、現在の取組の進捗について取りまとめましたので、御報告いたします。

1 被害状況等（平成 3 0 年 1 2 月末時点）

(1) 大阪府北部を震源とする地震（6 月 1 8 日発生）の被害

人的：重傷者 1 名，軽傷者 9 人
住家：全壊 2 棟，一部破損 9 2 9 棟
文化財等：2 0 箇所

(2) 平成 3 0 年 7 月豪雨（7 月 5 日～8 日）の被害

住家：一部破損 3 7 棟，床上浸水 5 軒，床下浸水 9 軒
農林水産等：農林水産業施設 2 4 8 箇所，農作物 4 . 4 5 h a

(3) 平成 3 0 年台風 2 1 号（9 月 4 日～5 日）の被害

人的：重傷者 1 名，軽傷者 3 2 人
住家：全壊 4 棟，半壊 2 3 棟，一部破損 6 , 8 4 5 棟
農林水産等：農林水産業施設 1 4 4 箇所，農作物 4 3 . 3 6 h a
文化財等：1 7 2 箇所

2 主な改善策等の取組状況

(※各取組末尾の番号は、資料 1 1 - 1「平成 3 0 年災害対応に係る総括改善策等一覧」に対応)

(1) 大阪府北部を震源とする地震

ア 災害対応体制の確保

- ・ 公共交通機関の途絶等により、所定の活動体制に必要な職員が参集できなかったことを踏まえ、人員不足を想定した災害対策本部運用訓練を平成 3 1 年 1 月に実施した。また、地域防災計画に定める運用の周知や、参集体制の整備、研修等を実施した。(No. 1)
- ・ 近年、市内で頻発する災害状況を踏まえ、速やかに職員が参集できるよう、研修等を通じて、職員に対して、市内居住の意義を周知するとともに、災害発生時の参集時間（住所地）を考慮した区防災担当職員の配置を実施している。(No. 5, 52)

イ 帰宅困難者及び観光客対策

- ・ 帰宅困難者の発生時、緊急避難広場等を円滑に開設するため、定期的に「帰宅困難者対策研修会」を実施する等、協定締結先との相互連携の強化を図っている。(No. 11)
- ・ 鉄道の運行再開まで時間を要した際に、「キャンパスプラザ京都」を京都駅周辺の一時待機スペースとし、要配慮者等が待機できるスペースとして開放することとした。(No. 13)
- ・ 外国人観光客等に対する情報発信について、災害時・緊急時等における、4 箇国語（日、英、中、ハングル）による地下鉄・市バスの運行情報提供の充実を図っている。また、緊急避難広場及び一時滞在施設が開設される大規模災害時以外においても、鉄道の運行状況等の情報の入手に活用できるよう、今年度、「京都市帰宅支援サイト」を改良する。(No. 14)

ウ 被災者支援対策

- ・ 本市が実施している被災者支援の内容が分かりにくいとの意見があったことを踏まえ、京都市情報館等で支援制度等の周知を実施している。(No. 17)
- ・ 応急対応用のブルーシートを備蓄していなかったため、被災者に貸与等を実施できなかったことを踏まえ、令和元年 8 月に自然災害による被災者へのブルーシート貸与方針を策定した。(No. 18)

エ コンクリートブロック塀対策

- ・ 公共施設に設置しているブロック塀が現行法令に適合していなかったことを踏まえ、平成 3 0 年度に、倒壊の危険性のあるブロック塀のうち、特に危険性の高いものについて、撤去工事等を実施した。令和元年度は、残るブロック塀について、撤去工事等を実施している。(No. 19)
- ・ 民間施設等に設置されているブロック塀についても、対応が必要なものが多数存在していたことから、平成 3 0 年度に除却工事費用に対する助成制度や「京都市民間社会福祉施設ブロック塀等撤去等促進事業補助金」を創設し、対策に取り組んでいる。(No. 20)

(2) 平成30年7月豪雨

ア 災害対応体制の確保

- ・ 指定緊急避難場所の開設等において、対応要員の不足が見受けられたほか、災害対応の繁忙時期に、災害対応と通常業務を両立して実施する体制が十分ではなかったことを踏まえ、平成31年3月に、「区・支所における災害時応援体制等の課題と解決のための方向性」を取りまとめた。区独自の災害対応体制の構築や応援派遣の仕組みの確立など、全庁挙げて取組を進めている。(No. 26, 27)

イ 避難勧告等の発令及び情報伝達

- ・ 避難勧告等の言葉が分かりにくく、また、学区単位での発令では範囲が広すぎる等の実情から、市民の適切な避難行動に結びついていない状況を踏まえ、「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」の水害に関する発令基準の見直しを行い、各自主防災会連絡会等で説明を実施した。また、内閣府のガイドライン改定（平成31年3月）を受け、今出水期から、より直感的に市民に伝えるため、本市の避難勧告等の避難情報の表記に「警戒レベル」を併記している。(No. 36)

ウ 指定緊急避難場所の開設等

- ・ 指定緊急避難場所の変更について、市・区災害対策本部との間で、情報共有できていなかったことから避難者に混乱が生じた事案を踏まえ、改めて、市・区災害対策本部との間で、指定緊急避難場所の指定及び解除の情報を遅滞なく共有するよう徹底した。また、各区・支所においては、自主防災会との連絡体制の確保を図っている。(No. 39)

エ その他

- ・ 土砂災害対策等の一層の推進について、京都府と定期的に会議を開催するなど、連携強化に取り組んでいる。(No. 47)
- ・ 災害時における日吉ダムの放流について、昨年度、同ダム管理所に対し、今後の適切な放流について要請を行った。また、淀川ダム統合管理事務所や淀川河川事務所と災害時の緊密な情報連携を行うための模擬訓練を実施した。(No. 49)

(3) 平成30年台風第21号

ア 被害等の情報収集

- ・ 広範囲に及ぶ被害の情報収集に時間を要したことを踏まえ、ドローンの活用を進めている。また、山間部を中心に停電や通信の途絶が一週間を超えることを想定した設備体制になっていなかったため、区役所出張所との情報共有が円滑にできなかったことを踏まえ、北部山間地域の出張所に新たに非常用発電機及び衛星携帯電話を配備した。(No. 54, 56)

イ 市災害対策本部への被害報告

- 被害情報について、入手段階で、被害の程度等、詳細な情報入手が困難な場合もあり、市災害対策本部への報告に当たり、速報性と正確性のどちらを優先すべきか判断に混乱が生じたことを踏まえ、改めて、各局区等に対し、速報性を重視した迅速な報告と、各局区等間での迅速かつ的確な情報共有を行うことを周知徹底した。また、各局区等は、被害情報収集先となる、自主防災会、指定管理者、事業者等の関係機関と平常時から、連絡体制等について確認して連携強化を図っている。(No. 58)

ウ 各部等間の連携

- 各部等間で適切な時期に情報共有されず、その後の対応に支障が生じ、また、人的・建物被害について、区・支所災害対策本部への迅速な情報提供の必要があったことを踏まえ、「LINE WORKS」を活用した市総体で瞬時に情報共有可能な仕組みの構築に向けて、関係局で協議している。
なお、昨年度のシェイクアウト訓練で試験運用を実施した。(No. 61)

エ 関係機関との情報共有及び連携

- 停電復旧に当たり、関西電力からリエゾンが派遣される等、情報共有に努めたが、他のライフライン関係機関との情報共有が不十分であり、停電長期化の一因となったことを踏まえ、各ライフライン関係機関に、リエゾン派遣等の要請を行った。

昨年度の市災害対策本部運用訓練では、各ライフライン関係機関と本市の関係部署で、災害の被害情報共有や、道路啓開に当たっての訓練を実施した。また、本市土木事務所・関西電力営業所間の情報連絡体制を強化するとともに、令和元年6月に、本市と関西電力で道路啓開等の復旧方針を決定する「復旧調整会議」の模擬訓練を実施した。(No. 63)

- 停電時における非常用発電機の配備等、災害時応援協定締結事業者との事前協議、準備が十分でなかったこと等から、応急対応の実施に時間を要したことを踏まえ、協定締結事業者の持つノウハウ等を活かし、迅速に効果的な対応が行えるよう、平常時から各事業者と連絡体制の強化を図っている。

その後の平成30年台風第24号の接近時には、協定に基づき、非常用発電機の配備を行った。(No. 64)

オ 被災者支援及び市民への情報提供等

- 台風第21号時に大規模な建物被害が発生したことを踏まえ、り災証明書の発行に際し、建物被害認定業務を円滑に行えるよう、今年度、税担当部署が建物被害認定調査の一部を担うことなど、り災証明書の発行における判定事務を見直すとともに、建物被害認定調査の実績がある外部講師による職員研修を実施した。(No. 68)
- 被災者住宅再建等支援制度について、ホームページのほか、市民しんぶん、回覧板、フェイスブック、区役所・支所窓口等で周知に努めている。(No. 69)

カ 風害対策

- ・ 市民に対して、風による被害の軽減を図るための台風情報の提供や事前対策の啓発等が十分ではなかったことを踏まえ、京都地方気象台が発表する台風情報について、本市ホームページからも入手できるようにした。また、市民が「自分ごと」として事前対策をできるよう、市民しんぶん等で広報を行っている。(No. 77)
- ・ 風に対する避難勧告等の発令基準を定めていないため、本市から避難勧告等を発令することができなかったことを踏まえ、平成30年台風第24号接近時には、孤立の可能性がある山間部地域を対象として、暴風警報の発表に伴い、当該地域に対して、避難準備・高齢者等避難開始を早期発令する臨時対応を行った。今後、この臨時対応を暫定運用として引き続き行い、地域の意見等も踏まえながら、適宜、必要な見直しを行って、発令基準を策定する。(No. 81)
- ・ 森林の倒木被害については、国、府の補助金の活用に加え、本市独自の支援策により、公道沿い及び民家裏等を優先し、速やかな復旧に努めている。また、倒木被害地の森林の再生に向けた有識者会議を設置し、倒木跡地全体の再生手法や公道沿い等の森林のあり方について、検討を進めている。(No. 82)

キ 停電対応

- ・ 関西電力の停電情報システムのダウンに伴い、浮き彫りとなった様々な課題については、同社の「台風21号対応検証委員会報告」(平成30年12月)で示された改善策の迅速、着実な実施に向け、本市として、あらゆる機会を通じて要請するとともに、北部山間地域自治会等へのポータブル発電機の事前配備や、本市と関西電力で道路啓開等の復旧方針を決定する「復旧調整会議」の設置等、関係機関との連携強化を図っている。(No. 57, 73)

3 今後の取組

84項目の改善策等の取組状況について、11月開催予定の京都市防災会議に報告、意見聴取のうえ、今年度新たに設置する「危機管理センター」を中心に、市役所全庁が一丸となった災害対応体制を構築し、ソフト・ハード両面から総合的な対策を実施していく。

平成30年災害対応に係る総括の改善策等 一覧

(大阪府北部地震)

※「実施」：改善策を実施済 又は 継続して実施中のもの

番号	課題	改善策	進捗状況
【災害対応体制の確保】			
1	市災害対策本部の活動体制	公共交通機関の途絶等により，早期に参集できない場合など，所定の活動体制に必要な人員が不足する事態に対応した応援体制について，地域防災計画に定める運用を徹底するとともに，必要な訓練を実施する。	実施
2		B C P（業務継続計画）を検証し，必要な見直しを行うとともに，職員に対して再度，計画の徹底を図る。	実施に向けて検討中
3		全市で迅速かつ適確な情報の収集及び共有を行えるように訓練，研修等の充実を図る。	実施に向けて検討中
1 再掲	区・支所災害対策本部の活動体制	公共交通機関の途絶等により，早期に参集できない場合など，所定の活動体制に必要な人員が不足する事態に対応した応援体制について，地域防災計画に定める運用を徹底するとともに，必要な訓練を実施する。	実施
2 再掲		B C P（業務継続計画）を検証し，必要な見直しを行うとともに，職員に対して再度，計画の徹底を図る。	実施に向けて検討中
1 再掲	職員の参集体制	公共交通機関の途絶等により，早期に参集できない場合など，所定の活動体制に必要な人員が不足する事態に対応した応援体制について，地域防災計画に定める運用を徹底するとともに，必要な訓練を実施する。	実施
4		育児等，災害対応に当たり配慮が必要な事情を踏まえた対応体制に見直す。	実施
5		近年，市内で頻発する災害状況を踏まえ，速やかに職員が参集できるよう，職員の市内居住の更なる促進に努める。	実施
6	関係機関等との情報共有及び連携	京都府とは，災害時に緊密に連携を図りながら対応を進めることはもちろんのこと，平常時から情報共有を図り，協調関係を高めていく。	実施
7		各施設の所管局等において，施設の運営を委託している指定管理者と災害時の対応体制について，改めて協議・確認するとともに，訓練の実施等により，実効性を高めていく。	実施
8	情報収集・伝達	平常時から，所属等ごとに，電話だけでなくメール等を含めた複数の連絡手段を確保し，周知を図る。	実施
9		施設管理者や指定管理者，関係機関（京都府，国，自治連合会など）からの被害情報を収集する体制の強化を図る。	実施
10		適切な被害情報の収集，共有が行えるよう，日頃から研修等を通じて，知識や技能を高めていく。	実施
【帰宅困難者及び観光客対策】			
11	帰宅困難者対策	情報提供の場としての緊急避難広場の適宜開設等，協定締結先との相互連携の強化に努めるとともに，「帰宅困難観光客避難誘導計画」の柔軟な運用を行う。	実施
12		鉄道事業者や観光地周辺の事業者と更なる協力，連携体制の強化を図り，鉄道の運行状況や近隣の店舗の開店状況等を随時，利用者に情報提供してもらうよう要請する。	実施
13		駅周辺で，公共交通機関の運行再開まで，高齢者や障害のある方等を中心に，緊急避難広場以外の施設として受け入れることができる「一時待機スペース」の設置（確保）を検討する。	実施
14	観光客対策	関係機関と連携を図り，外国人観光客等に対する情報発信の充実を検討する。	実施
12 再掲		鉄道事業者や観光地周辺の事業者と更なる協力，連携体制の強化を図り，鉄道の運行状況や近隣の店舗の開店状況等を随時，利用者に情報提供してもらうよう要請する。	実施

番号	課題	改善策	進捗状況
【被災者支援対策等】			
15	被害物件調査 及び被災証明 発行	被災地域の偏在に対応した、柔軟な職員応援体制を構築する。	実施に向けて 検討中
16		建物被害が一部損壊の場合に限り、現地での調査を省略し、被災者が撮影した写真等から判定を行う「自己判定方式」による調査を今後も積極的に活用して迅速な対応を進める。	実施
17	被災者支援 対策	ホームページ等を活用した、迅速で分かりやすい制度周知等を実施する。	実施
18		被災者への応急対应用ブルーシートの貸与等に係る実施体制及びルール等の整備を行う。	実施
【コンクリートブロック塀対策・その他公共施設の安全対策】			
19	コンクリート ブロック塀対 応	危険性のある公共施設のブロック塀については、撤去を原則として、早急な対応を実施する。	実施
20		民間施設等のブロック塀については、本市が創設した除却費用に対する助成制度等の積極的な活用を促す。	実施
21	その他公共施 設の安全対策	エレベーターなどのバリアフリーに資する施設の障害発生時には、早急な復旧に努める。	実施
22		公共施設耐震化事業の進捗を図ることはもちろんのこと、施設利用者に危険が及ばないよう安全対策に万全を期すため、事前に災害発生時の避難誘導や施設使用再開手順等を定める。	実施
【その他】			
23	都市交通	発災後、運転再開までの対応、利用者への情報提供、長時間遮断された踏切の解消など、鉄道事業者の対応状況等について情報共有を図るとともに、その検証を行い、今後の同様な事案についての対応の改善を図ることを目的として、平成30年6月29日に国土交通省において「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」が開催された。今後、国主導により、鉄道事業者との協議が進む中、本市としてもその協議内容を注視するとともに、市域の鉄道事業者に対して、同連絡会議の結果を踏まえた改善策の早急な実施を求めている。	実施
—	ライフライン	なし	—
—	道路	なし	—
24	河川	被害が発生した伏見区淀の宇治川堤防は、新たに重要水防箇所に指定されたことから、河川の増水時などに実施しているパトロール箇所に追加する等、警戒態勢を関係機関等と共有する。また、河川管理者である国に対して、応急対策ではない、抜本的な補修等を早急に行うよう要請する。	実施

(平成30年7月豪雨)

※「実施」：改善策を実施済 又は 継続して実施中のもの

番号	課題	改善策	進捗状況
【災害対応体制の確保】			
25	市災害対策本部の活動体制	市災害対策本部事務局への他の所属からの応援職員の派遣や、各部等における交代要員の確保等、対応体制の強化を図る。	実施に向けて検討中
26		災害対応の繁忙時期における通常業務の在り方等を整理し、災害対応と通常業務を両立できる体制を構築する。	実施
2 再掲		B C P（業務継続計画）を検証し、必要な見直しを行うとともに、職員に対して再度、計画の徹底を図る。	実施に向けて検討中
27	区・支所災害対策本部の活動体制	区・支所災害対策本部への他の所属からの応援職員や、交代要員の確保等、対応体制の強化を図る。	実施
26 再掲		災害対応業務の繁忙時期における通常業務の在り方を整理し、災害対応と通常業務を両立でき、地域力推進室防災担当に業務が集中しない体制を構築する。	実施
2 再掲		B C P（業務継続計画）を検証し、必要な見直しを行うとともに、職員に対して再度、計画の徹底を図る。	実施に向けて検討中
28		水防団の人員及び待機場所に関しては、水防団長等の意見を踏まえ検討する。	実施
1 再掲	職員の参集体制	公共交通機関の途絶等により、早期に参集できない場合など、所定の活動体制に必要な人員が不足する事態に対応した応援体制について、地域防災計画に定める運用を徹底するとともに、必要な訓練を実施する。	実施
2 再掲		B C P（業務継続計画）を検証し、必要な見直しを行うとともに、職員に対して再度、計画の徹底を図る。	実施に向けて検討中
【避難勧告等の発令及び情報伝達】			
29	関係機関等との情報共有及び連携	避難勧告等の発令を適切に実施するため、京都府が管理する洪水予報河川及び水位周知河川についても、国（淀川河川事務所）と同様に水位予測の情報提供を求める。また、その他の中小河川についても、京都府において設置が検討されている「危機管理型水位計」の早期設置及び計測結果の積極的な公表を求めていく。	実施
30		関係機関に対し、市府への被害状況等の報告の際には、報告時間に差異がないよう強く求めていく。	実施
31		市府に対して、関係機関が迅速、正確に被害報告等を行えるように、報告様式の統一等、更なる連携強化に努め、再発防止を図る。	実施
32	被害等の情報収集	国や京都府に対し、積極的な情報提供を要請していくとともに、各部等において入手した災害関連情報については、速やかに全ての部等において共有できる体制を早急に構築する。	実施
33	災害対策本部への被害報告	被害が多発している状況下においては、即時性を求められる情報や確実性を求められる情報等、あらゆる情報が錯綜する。日頃から正確な情報収集と早急な情報伝達を行うための訓練等を実施し、災害時の情報共有の在り方について、再点検を行う。	実施
34		被害報告に当たっては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）」等を参照し、適切に実施する必要があるため、平時から、これらの被害区分や認定基準について、研修等を通じて習熟を図るとともに、事例集を作成する等、より分かりやすく適切に取り扱えるように工夫していく。	実施
35	各部等の連携	市災害対策本部事務局と各区・支所災害対策本部との間での連絡体制をより確実なものとするため、市災害対策本部事務局に専任連絡員を配置する。	実施に向けて検討中
36	災害情報の伝達	適切な避難行動がとれるよう、分かりやすい言葉での避難情報の伝達について、国レベルでの議論が必要であるが、本市としても、より適切な情報伝達の方法について、検討していく。また、避難勧告等の発令判断の基準や発令の範囲を検証し、「京都市避難勧告等の判断・伝達マニュアル〔水害・土砂災害編〕」の見直しを行う。	実施

番号	課題	改善策	進捗状況
37	災害情報の伝達	輻輳する事務に起因するヒューマンエラー防止のため、必要なシステム改修を実施する。	実施に向けて検討中
38		情報伝達手段（緊急速報メール等）について、国及び通信事業者に対して、文字数制限の緩和及び端末の音声読み上げ機能の精度向上等の改善要望を行う。	実施
14再掲		関係機関と連携を図り、外国人観光客等に対する情報発信の充実を検討する。	実施
【指定緊急避難場所の開設】			
39	指定緊急避難場所の開設	市・区災害対策本部の連携強化はもとより、地域との連携を強化するための方策を検討し、情報共有体制などの訓練を実施する。	実施
40		地域による自主的な運営は確保しつつ、行政によるサポート体制を検証し、必要な体制を確立する。	実施
41		地域防災計画における指定緊急避難場所の開設、運営に係る規定や防災行動マニュアル等の検証を行い、必要に応じて改訂し、訓練を通じて定着を図る。	実施
42		指定緊急避難場所の開設及び撤収の連絡については、区・支所から自主防災会及び施設管理者の双方に対して行うことを徹底し、確実な連絡体制を確保する。	実施
【被災者支援対策等】			
34再掲	被害物件調査及びり災証明発行	被害物件調査に当たっては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号）」などを参照し、適切に実施する必要があるため、平時から、これらの被害程度の認定基準について、研修等を通じて習熟を図る。	実施
16再掲		被害状況の的確な把握に努め、積極的に「自己判定方式」による調査を活用することで、り災証明書の迅速な発行を行う。	実施
17再掲	被災者支援対策	災害発生時には、被災者への支援制度の一覧を速やかに市及び区役所ホームページのトップページに掲載するなど、被災者に対して、迅速に分かりやすく周知していく。	実施
43	その他	道路状況を勘案し、停電時においても無線中継所の運用を継続できるよう、事前に燃料補給体制について検討し、災害時の対応体制を構築する。	実施
【ハード対策】			
44	都市交通	一部で降雨等を要因とするタイヤの乱れが生じたものの、事故等は発生せず、適切な対応であった。今後とも、状況に応じた適切な対応を実施する。	実施
45	河川	平成29年10月1日に開催された「淀川サミット」の宣言内容を踏まえ、改めて、国土交通省近畿地方整備局に対して、桂川流域の安全対策の推進を要請する。	実施
46		京都府に対しても、同様に管理河川のより一層の安全対策の推進を要請する。	実施
47	土砂災害対策	京都府等に対して、急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策について、スピード感のある対応を要請する。	実施
48		小栗栖地域の土砂災害については、造成行為者等に対する行政指導等の徹底と並行して、ハード・ソフト両面での緊急対策を講じるなど、関係局区等が連携して、早急な対策を実施する。また、土石流対策等のハード対策の実施について、京都府にも要請、協議を行っていく。	実施
49	その他	日吉ダムの適切な放流について、本市としても、機会を捉えて、国や京都府に対して要請していく。	実施
50		震災対策だけでなく、豪雨を対象とした全庁的な訓練を積極的に実施する。	実施
51		災害時には、重要水防箇所や過去に災害が発生した箇所を中心に定期的にパトロールを行う等、迅速な状況把握と情報共有に努めるとともに、消防団、水防団、消防局、土木事務所のほか、河川管理者（国及び京都府）や自衛隊等、あらゆる機関の連携による効果的な水防活動実施のため、平時から協議や検証、訓練等を積極的に実施し、連携強化を図る。	実施

番号	課題	改善策	進捗状況
【災害対応体制の確保】			
5 再掲	職員の 参集体制	近年、市内で頻発する災害状況を踏まえ、速やかに職員が参集できるよう、職員の市内居住の更なる促進に努める。	実施
52		災害発生時の参集時間（住所地）を考慮した、区防災担当職員の配置を検討する。	実施
2 再掲		B C P（業務継続計画）を検証し、必要な見直しを行うとともに、職員に対して、計画の再徹底を図る。	実施に向けて 検討中
26 再掲	災害対策本部 の活動体制	災害対応時における通常業務の在り方等を整理し、災害対応と通常業務を両立できる体制を構築する。	実施
2 再掲		B C P（業務継続計画）を検証し、必要な見直しを行うとともに、職員に対して、計画の再徹底を図る。	実施に向けて 検討中
53		大規模災害により、通常業務の実施が困難となる場合は、速やかにB C P（業務継続計画）を発動し、「大規模災害モード」へ移行する等の仕組みを検討する。	実施に向けて 検討中
【被害等の情報収集】			
54	被害等の 情報収集	山間部等での広範囲な被害を迅速に把握するため、ドローンなどの活用を推進する。	実施
55		台風の接近による風の影響等で、救急事故の多発が予測される場合は、あらかじめ救急隊の増隊の検討を行う等、消防部の体制強化を図る。	実施
56		山間部の区役所出張所等の拠点施設について、停電時でも業務に支障を来すことがないよう、非常用発電機を配備する。また、電話回線やインターネット回線が寸断した場合も想定し、防災無線の活用や、衛星携帯電話の配備等、非常時の連絡体制の整備を行う。市災害対策本部及び区・支所災害対策本部においては、民間企業との災害時応援協定等を活用した、停電時における業務継続体制の確保を図る。	実施
57		関西電力が「台風21号対応検証委員会報告」において、『①停電の早期復旧』、『②お客様対応』、『③自治体との連携』の3つの観点から示した改善策の迅速、着実な実施はもとより、引き続き、更なる対策の強化や社内連携体制の強化について、強く要請していく。本市としても、関係機関と連携し、復旧及び情報提供等の停電対応体制の強化を図る。	実施
【市災害対策本部への被害報告】			
58	市災害対策本部への被害報告	各部等は、被害情報の収集先となる関係団体等と、平常時から連絡体制等について確認しておくなど、更なる連携を図る。また、市災害対策本部は、報告において、速報性や正確性などの重視すべき点をあらかじめ指示し、情報の統制を図る。	実施
27 再掲		区総体での災害体制の確立を基本としつつ、なお人員が不足する場合は、本庁からの応援職員や、交代要員の確保等、対応体制の強化を図る。	実施
26 再掲		災害対応時の通常業務の在り方等を整理し、災害対応と通常業務を両立でき、特定の部署に業務が集中しない体制を構築する。	実施
59		市災害対策本部に対する報告に際し、報告様式、内容、担当部の見直しを行う等、報告に遅延や報告内容の齟齬が生じないよう対策を講じる。	実施
56 再掲		山間部の区役所出張所等の拠点施設について、停電時でも業務に支障を来すことがないよう、非常用発電機を配備する。また、電話回線やインターネット回線が寸断した場合も想定し、防災無線の活用や、衛星携帯電話の配備等、非常時の連絡体制の整備を行う。市災害対策本部及び区・支所災害対策本部においては、民間企業との災害時応援協定等を活用した、停電時における業務継続体制の確保を図る。	実施

番号	課題	改善策	進捗状況
【各部等間の連携】			
60	各部等間の連携	各部等間での迅速、正確な情報共有を再徹底するほか、必要に応じた各部等間でのリエゾン（情報連絡員）派遣等を含め、更なる連携体制の強化を図る。	実施
61		情報共有は災害対応に欠かせないことから、市総体で、人的・建物被害等の各情報を速やかに共有できる仕組みを再構築する。その際、平成30年12月10日に締結したLINE株式会社との包括連携協定も踏まえ、「LINE」の活用を検討する。	実施に向けて検討中
62		各部等で知り得た道路交通情報は速やかに関係部に報告することを徹底し、ホームページや被害報告書により、迅速に情報共有を図る。	実施
【関係機関との情報共有及び連携等】			
63	関係機関との情報共有及び連携	災害の状況に応じて、各ライフライン関連機関から市災害対策本部事務局にリエゾン（情報連絡員）を派遣する等、情報共有を図りながら相互に連携し、効率的、効果的な対応ができる体制を構築する。	実施
64		災害時に、協定締結事業者の持つ資源やノウハウ等を活かし、迅速に効果的な対応が行えるよう、平常時から各事業者との連携強化を図る。	実施
61再掲		情報共有は災害対応に欠かせないことから、市総体で、人的・建物被害等の各情報を速やかに共有できる仕組みを再構築する。その際、平成30年12月10日に締結したLINE株式会社との包括連携協定も踏まえ、「LINE」の活用を検討する。	実施に向けて検討中
65	防災活動拠点となる庁舎等の被災	各庁舎等において、施設改修又は修繕を行うとともに、災害発生が予測される場合は、事前の風害対策を施す。	実施
56再掲		山間部の区役所出張所等の拠点施設について、停電時でも業務に支障を来すことがないように、非常用発電機を配備する。また、電話回線やインターネット回線が寸断した場合も想定し、防災無線の活用や、衛星携帯電話の配備等、非常時の連絡体制の整備を行う。市災害対策本部及び区・支所災害対策本部においては、民間企業との災害時応援協定等を活用した、停電時における業務継続体制の確保を図る。	実施
66	各所管施設の点検パトロール	所管施設に被害が予測される災害に備え、平時から災害対応のための装備品を配備し、その確認を行う等、職員の安全管理の徹底を図る。	実施
67		市災害対策本部事務局に集まる各部等の情報や、地元、関係機関からの情報を能動的に把握・共有するとともに、ドローン等を活用する。	実施
【被災者支援対応、市民等への対応、情報提供等】			
68	被災者支援対応	り災証明における被害の認定業務を円滑に行うため、これまでの災害での判断に係る事例集の作成や研修等を実施する。	実施
69		被災者住宅再建等支援制度をはじめとする各種支援制度の適用に際しては、本市ホームページの他、案内やビラ等を活用して回覧を行うなど、速やかな周知に努める。	実施
70		区役所・支所の担当職員が、各種の支援制度を理解し、円滑に対応できるよう、各マニュアル等を充実し、丁寧な制度、取扱いの周知に努めるとともに、研修等による習熟を図る。	実施
71	その他市民等への対応、情報提供等	一般的な質問への対応をコールセンターに集約するとともに、り災証明・各種支援制度に関する「よくある質問」を市ホームページに掲載する。	実施
72		「飛散物の処理の仕方」や「関係部署の連絡先」について、市民しんぶんや広報媒体の配布等により事前に周知する。	実施
27再掲		区総体での災害体制の確立を基本としつつ、なお人員が不足する場合は、本庁からの応援職員や、交代要員の確保等、対応体制の強化を図る。	実施
26再掲		災害対応時の通常業務の在り方を整理し、災害対応と通常業務を両立でき、特定の部署に業務が集中しない体制を構築する。	実施

番号	課題	改善策	進捗状況
【道路啓開作業等】			
73	道路啓開 作業等	作業の優先順位について、従来の緊急輸送道路や孤立集落の解消に資する道路に加え、ライフライン（電気・通信・ガス・水道等）の復旧や維持のために必要な道路についても、優先順位の検討を行う。	実施
74		街路樹の倒木の予防対策として、危険木の点検・パトロール等に取り組むほか、根がしっかりと張る土壌改良等の技術や、樹木が受ける風の影響をより軽減するような剪定手法等について、造園業者等とともに研究していく。	実施
75		一時的に多数の倒木が発生した場合等には、処分場の処理能力を超えてしまうことがあるため、倒木を一時的に保管する場所について検討する。	実施
【風害対策】			
76	風害対策 について （ア 災害発生に 備えた事前準備に について）	各施設管理者等は、飛散する恐れのある物については固定又は収納し、樹木の管理については、日頃から、剪定や伐採等、台風による暴風を想定した対策を講じておく。	実施
77		京都地方気象台等が発表する気象情報（台風情報）をあらゆる手段で市民に提供するとともに、「自分ごと」として事前対策していただけるよう、積極的な広報に努める。	実施
78		市民等を対象としたイベント等の中止又は延期の判断については、実施局区等において、企画段階からその内容や対象者、開催場所等を考慮しつつ、中止又は延期とする判断基準をあらかじめ定めておき、事前に周知を図ることを徹底する。	実施
56 再掲	風害対策 について （イ 連絡手段の 確保について）	山間部の区役所出張所等の拠点施設について、停電時でも業務に支障を来すことがないように、非常用発電機を配備する。また、電話回線やインターネット回線が寸断した場合も想定し、防災無線の活用や、衛星携帯電話の配備等、非常時の連絡体制の整備を行う。市災害対策本部及び区・支所災害対策本部においては、民間企業との災害時応援協定等を活用した、停電時における業務継続体制の確保を図る。	実施
79		停電時における関係機関や地域住民等との連絡方法・手段について、平時から確認しておくことを徹底する。	実施
80	風害対策 について （ウ 公共施設の 被害について）	各公共施設を所管している所属等において、「公共施設マネジメント基本計画」に基づき、劣化状況を適切に把握するとともに、必要な予算確保を図り、状況に応じた計画的な修繕等を行う。	実施
81	風害対策 について （エ 避難勧告等 の発令について）	平成30年台風第24号接近時における臨時的対応（強風による倒木等によって孤立する可能性がある山間部の地域を対象に、風が強まる前に指定緊急避難場所等25箇所を開設した後、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令）等を検証し、「風害」に対する避難勧告の発令等に関する基準を定める。	実施に向けて 検討中
82	風害対策 について （オ 倒木被害に について）	産業観光局、建設局、関係区役所等の連携による「森林倒木被害に係る庁内会議」や、新たに設置した有識者会議において、森林倒木被害の復旧手法や、倒木地における森林再生の在り方等について、検討を行う。	実施
【停電対応（関西電力との連携等）】			
57 再掲	停電対応（関西 電力との連携 等）について	関西電力が「台風21号対応検証委員会報告」において、『①停電の早期復旧』、『②お客様対応』、『③自治体との連携』の3つの観点から示した改善策の迅速、着実な実施はもとより、引き続き、更なる対策の強化や社内連携体制の強化について、強く要請していく。本市としても、関係機関と連携し、復旧及び情報提供等の停電対応体制の強化を図る。	実施
【その他】			
83	その他	国及び京都府の「被災者生活再建支援制度」については、一部損壊も適用対象とするなど、国及び京都府に対し、あらゆる機会を通じて、市民目線での制度の拡充を強く求めていく。	実施
84		災害復旧等に係る経費については、補助要件の緩和や補助率の引き上げ等を国、京都府等に対して要望する。	実施